

図書類の自動販売機の届出等

(第8条・第9条・第11条)

※自動販売機とは、物品を販売するための機器で、物品の販売に従事する者と客とが直接対面(電気通信設備を用いて送信された画像によりモニターの画面を通して行うものを除く。)をする方法によらずに、当該機器に収納された物品を販売することができるものをいいます。(第4条第2号)

●自動販売機により図書類を販売しようとする者は、あらかじめ知事に届け出なければなりません。

⇒違反すると10万円以下の罰金

●図書類、がん具類を販売する者は、有害図書類又は有害がん具類を自動販売機に収納してはいけません。

⇒違反すると6月以下の懲役又は50万円以下の罰金

場所の提供及び周旋の禁止

(第15条)

●青少年のいん行やわいせつ行為、トルエン、シンナー等の不健全な使用、喫煙や飲酒が行われることを知って、そのための場所を提供したり、周旋してはいけません。

⇒違反すると30万円以下、20万円以下、10万円以下の罰金

インターネットの利用に関する努力義務

(第18条の2)

●保護者及び学校、職場その他青少年の健全な育成に携わる団体の関係者や店舗等でインターネットを利用させる者は、フィルタリングソフトを活用するなどして、青少年がインターネットを利用する際に、有害情報の閲覧等をさせないように努めなければなりません。

●インターネットのプロバイダや携帯電話等の販売者は、フィルタリングに関する情報提供を行うよう努めなければなりません。

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律について(青少年インターネット環境整備法)【平成21年4月1日施行】

●この法律は、以下の3点を基本に、インターネット事業者に義務などを課すとともに、保護者や利用者みんなで、青少年を有害情報から守る取組を求めています。

- ①青少年にインターネットを適切に活用させる能力を習得させる
- ②フィルタリングの普及促進などにより青少年の有害情報の閲覧機会を最小化する
- ③民間の関係者の自主的・主体的な取組を国及び地方公共団体が支援する

愛知県では、保護者や学校関係者、携帯電話事業者の意見を聞きながら、引き続き、県民に対してこの法律を遵守するよう呼びかけていきます。



この条例のお問い合わせは、**愛知県県民生活部社会活動推進課**

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 電話 052-954-6175(ダイヤルイン)

HP <http://www.pref.aichi.jp/syakaikatsudo/seisyounen-index.html> e-mail syakaikatsudo@pref.aichi.lg.jp

愛知県青少年保護育成条例のあらまし

この条例は、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為から次代を担う青少年を保護しようとするものです。

愛知県青少年保護育成条例の青少年とは**18歳未満**の者です

青少年の深夜外出に関する規制

(第17条・第17条の2)

※深夜とは、午後11時から翌日の日出時までをいいます。

●保護者は深夜に、みだりに青少年を外出させてはいけません。

●すべての者は、正当な理由がなく、青少年を深夜に連れ出し、同伴し、又はとどめてはいけません。

⇒違反すると10万円以下の罰金

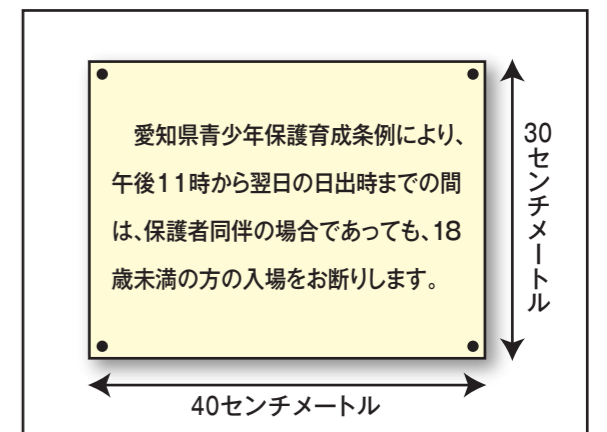
●深夜商業施設等の事業者等は、深夜に施設内等にいる青少年に対して、通勤又は通学等の場合を除き、青少年に帰宅を促すよう努めなければなりません。

※深夜商業施設等とは、コンビニエンスストア、スーパーマーケット、大規模小売店舗、飲食店、遊技場、遊園地、ボウリング場などで、深夜時間帯に営業している施設のことです。

●カラオケボックス、漫画喫茶、インターネットカフェの事業者等は、深夜営業の時間内に、保護者同伴の場合であっても、青少年を施設へ入場させないようにしなければなりません。

⇒違反すると30万円以下の罰金

●青少年の深夜における施設への入場を禁止する旨を掲示しなければなりません



いん行、わいせつ行為の禁止

(第14条)

●すべての者は、青少年に対して、いん行又はわいせつ行為をしてはいけません。

⇒違反すると2年以下の懲役又は100万円以下の罰金

入れ墨を施す行為等の禁止

(第14条の2)

●すべての者は、青少年に対し、正当な理由がある場合を除き、入れ墨を施したり、入れ墨を受けるよう勧誘、周旋したり、入れ墨を受けることを強要してはいけません。

⇒違反すると1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

有害図書類に関する規制

(第6条・第7条)

※図書類とは、書籍、雑誌、絵画、写真又は映写用のフィルム、録音盤、磁気テープ、磁気ディスクその他の映像若しくは音声記録されている物をいいます。




●個別指定

知事が次の基準に該当すると認めた場合、個別に名称等を愛知県公報で告示することにより有害図書類に指定します。

- ①著しく性的感情を刺激するもの
- ②著しく残虐性を有するもの
- ③自殺または犯罪を誘発するおそれがあるもの

●包括指定

次の基準に該当するものは、個々に指定することなく、自動的に有害図書類となります。

書籍・雑誌	規則で定める性交等のページ数が、20ページ以上であるもの又は書籍若しくは雑誌のページの総数の10分の1以上を占めるもの
映像が記録されているテープ・ディスク	規則で定める性交の場面等の時間が、連続して3分を超えるもの又は合わせて5分を超えるもの
知事の指定を受けた業界団体が審査し、青少年に閲覧等させることが不適当と認めた図書類	右のマークがついたビデオやDVD、パソコンソフトは、有害図書類となります。 (平成23年8月末日現在)    指定団体マーク

●図書類取扱業者は、有害図書類を青少年に販売、頒布、贈与、貸与、閲覧等させてはいけません。

⇒違反すると6月以下の懲役又は50万円以下の罰金

●包装

図書類取扱業者は、有害図書類を陳列時は、青少年が閲覧できないように包装しなければなりません。

- ①ビニール袋等により有害図書類全体を包装
- ②有害図書類を伸縮しない材質のひもで十字掛け又はたすき掛けにして縛る
- ③その他知事が認める方法【雑誌類小口(開閉部)の2か所をビニールテープにより止める】

●区分陳列

図書類取扱業者は、有害図書類を陳列するときは、有害図書類の陳列場所を屋内の容易に監視することができる一定の場所に設け、陳列しなければなりません。

① 間仕切り等により仕切られ、かつ、他から容易に見通すことができない場所を設け、まとめて陳列する。



② 有害図書類以外の図書類を陳列する棚の外周から60cm以上離れた場所に設けられた棚に、まとめて陳列する。



③ 有害図書類以外の図書類を陳列する棚の背面に設置する棚に、まとめて陳列する。



④ 各棚板の前面と直交する鉛直面上に、当該棚板の前面から10cm以上張り出して設けた透視できない材質、構造の仕切り版と仕切り版との間に陳列する。



●有害図書類陳列場所には、次の表示をしなければなりません。〔用紙 縦10cm 横25cm〕

⇒有害図書類の包装・区分陳列・掲示義務の違反者が、改善命令に従わないと30万円以下の罰金

⑤ 床面から150cm以上の高さの位置に、背表紙のみが見えるようにしてまとめて陳列する。



成人向けコーナー

愛知県青少年保護育成条例により、18歳未満の方の(購入、借受け、閲覧、視聴、聴取)をお断りします。

有害がん具類に関する規制

(第10条・第10条の2)

●個別指定

知事が次の基準に該当すると認めた場合、個別に構造、機能等を愛知県公報で告示することにより有害がん具類に指定します。

- がん具類(がん具、器具、その他の物品)の構造や機能が人体に危害を及ぼすおそれのあるもの
- がん具の形状、構造又は機能が著しく性的感情を刺激するもの

●包括指定

次の基準に該当するものは、個々に指定することなく、自動的に有害がん具類となります。

専ら性交又はこれに類する性行為の用に供するがん具類	①性器の形状をなし、又はこれに著しく類似するもの ②性器を包み込み、又は性器に挿入する構造を有するもの ③全裸又は半裸の人形 (気体又は液体で膨張させ、人形となるものを含む)
使用済みの下着である旨の表示をし、又はこれと誤認される表示をし、包装箱等に収納されている下着	

●がん具類取扱業者は、有害がん具類を青少年に販売、頒布、贈与、貸与してはいけません。

⇒違反すると6月以下の懲役又は50万円以下の罰金

●区分陳列

がん具類取扱業者は、性的な有害がん具類を陳列するときは、有害がん具類の陳列場所を屋内の容易に監視することができる一定の場所に設け、有害がん具類が青少年の目に触れないように、間仕切り等により仕切られ、他から容易に見通すことができない場所を設け、その場所にまとめて陳列する方法などにより陳列し、その陳列場所へ青少年を立ち入らせないようにしなければなりません。

●性的な有害がん具類陳列場所には、次の表示をしなければなりません。〔用紙 縦10cm 横25cm〕

⇒性的な有害がん具類の区分陳列・掲示義務の違反者が、改善命令に従わないと30万円以下の罰金

成人向けコーナー

愛知県青少年保護育成条例により、18歳未満の方の立入りをお断りします。